

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後3時00分～午後3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

議第7号 その他

1) 使用貸借権の消滅について

2) 事業計画変更について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

4) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名全委員が出席して頂いておりますので総会は成立していることをご報告致します。

また、推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、上田委員さんと、10番、前田委員さんのお二人を指名しますので、よろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転及び使用貸借権の設定による耕作権の移動でございます。

番号1番、申請地、大字市場□□□番1(地目)田(現況)畑(面積)275㎡、譲受人、宇陀市、□□□□、持分1/4、譲渡人、大字市場、□□□□、持分1/4贈与による持分の所有権移転で、申請理由は、贈与による後継者育成のためでございます。譲受人の耕作地面積は、3,465㎡と下限面積を満たしております。場所は、部会現地調査順序表第6番目、ホームセンターコーナン大和高田店の西側すぐのところでございます。

番号2番、申請地、大字松塚137番(田)1,105㎡、大字松塚□□□番2(田)536㎡、大字松塚□□□番2(田)397㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、使用貸借権の設定による耕作権の移動で、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作地面積は、2,038㎡と下限面積を満たしております。場所は、部会現地調査順序表第5番目、松塚池より□へ約100mのあたりと松塚墓地より□□へ約100mのところでございます。

番号3番、申請地、大字松塚□□□番(田)1,434㎡、大字松塚□□□番2(田)690㎡、借受人、橿原市、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、使用貸借権の設定による耕作権の移動で、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作地面積は、2,124㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表見て頂ければおわかりいただけますが、松塚池より東へ約100mのあたりと松塚墓地より北西へ約100mのところでございます。1番は母親の持分を娘に移転、2番と3番につきましては、祖父から孫へ耕作権を設定する申請でございます。

以上、議第1号につきましては3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、農家世帯内での権利の移動で、従前と耕作状況は変わらず、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきま

しては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましても、従前と耕作形態は同様でございますので、農業上の総合的利用には、いずれも従来のどおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議長 　なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字出□□番1（田）969㎡、申請人、大字出、□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目、県営住宅東高田団地□□のところです。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1　大字出の□□さんの太陽光発電設備への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕されています。

周囲の状況は、南側と東側は宅地、西側は道路、北側は農地となっております。

雨水は、自然浸透で既設の西側水路から排水されます。出水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま。

農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　申請地の農地の区分につきましては、街区の面積に宅地の占める割合が、4割を超えており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関からの借入でまかなう計画で、金融機関の融資証明書の写しも添付されており、添付の設備設置に係る見積書から、それに見合う資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し6ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的、パネルの配置枚数からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権の移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字曾大根□□□番(田)435㎡、譲受人、八尾市、有限会社□□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権の移転により一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目、JR和歌山線□□□□踏切すぐのところでございます。この案件は議第7号、その他の事業計画変更申請と合わせての一体開発となります。転用済みの土地と合わせて住宅5戸の計画です。以上、第3号議案につきましては1件の申請で、いずれも申請に伴う必要書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1 大字曾大根の□□□建設さんの一戸建専用住宅への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側に宅地 南側と東側は道路 西側は転用済み農地です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。曾大根水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに東側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。申請地の農地区分は、街区の面積に宅地の占める割合が、4割を超えており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、会社名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の資金計画内容からして転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約一年で完成とのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、建築戸数からしても妥当な面積であると判断致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議 長 ご意見、ご質問等がないようですので、採決致します。議第3号農地法第5条申請の件について、賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議第3号については、県へ送付することに決定致します。
- 事務局 次に、議第4号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 議 長 議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。
- 事務局 本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。
- 議 長 番号1番、申請地、大字磯野□□□番の一部(田)3,315㎡の内、1,657㎡、借受人、磯野町、□□□□、貸出人、磯野町、□□□□、解約理由は、自己耕作するためでございます。以上、第4号議案につきましては1件の通知でございます。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。
- 議 長 (なしの声あり)
- 議 長 なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。(中江委員退席)事務局より説明願います。
- 事務局 議案書3ページ、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。
- 議 長 整理番号1番、2番 利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、櫃原市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□番1、□□番、□□□番、□□□番、全て田で、面積は合計4,423㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの3年間でございます。
- 議 長 整理番号3番、4番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、奈良市、□□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番、□□□番、□□番1、全て(田)で面積は合計2,757㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの3年間でございます。
- 議 長 整理番号5番、利用権の設定を受ける者、櫃原市、なら担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字藤森、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□□□番1(田)1,210㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により使用貸借にて担い手へ貸付を行うため、利用期間は、平成30年5月15日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。
- 議 長 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断し

ております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

6番 　この5番のサポートセンターへの貸付については、耕作される方はこれから探されるのですか。

事務局 　この農地に関しては、次の議案で耕作者に貸し付けられる案件が出てまいります。サポートセンターは借り手が決まらないと引き受けてくれないですよ。

6番 　貸付の登録をしたら、草刈り等の管理をして下さるのではないのですか。

議長 　どうしても耕作者のつかいない農地は返されるようです。

3番 　作りにくい田を借り手が近くでない場合、サポートセンターで借りて頂くのも難しそうですね。

議長 　どうしても作りやすいところは耕作者も見つかりやすいですが、条件の悪いところはなかなか借り手がつかないですね。

議長 　他にご質問ないようですので、異議などが無いということで採決致します。それでは、議第5号について原案通り承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議第5号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次にはいます前に、中江委員さんの入室、着席をお願いします。

（中江委員 着席）

着席されましたので、議第6号について議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、白紙委任を受け、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。

農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされており、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。

今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第6号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日も審議頂くものでございます。この案件は、議第5号で中間管理権を設定した農地となります。

番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□□□番1（田）1,210㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、平成30年5月15日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、なら担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については1件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

- 6 番
事務局 榛原から来られて作ってくださるようですが、他にも近くで耕作地はあるのですか。藤森、松塚、広陵町の百済辺りで耕作地をお持ちで、遊休農地化した田の所有者の方に中間管理機構をおすすめして、先月の案件になった北隣の田で、長年耕作されていなかったのもので、お声をかけさせて頂いたところ貸してもよいとのことで今回の案件となったものです。
- 6 番
1 2 番 うまく遊休農地の解消に結びついたのですね。
- 事務局 遠くから来られて、水の管理はどうされるのですか。地元の水利組合さんとかも借りられるのはご存じなのですか。
- 事務局 その点につきましては、一番トラブルとなる部分でございますので、サポートセンターからもお話して頂いているものと思いますが、再度確認させていただきます。
- 1 2 番
議 長 地元としてもその点について一番心配ですので確認をお願いします。
他に質問ございませんか。質問等がないようですので採決致します。
それでは、第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、第6号議案につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。
次に入ります。議第7号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議第7号、その他の1番、使用貸借契約の消滅について説明致します。
今回の案件は、第1号議案の申請のため、使用貸借により利用権を設定されておりましたものを、解消するための申請でございます。
番号1番、解約する農地、大字松塚□□□番2、外5筆で地目は全て田、面積は合計2,290㎡、借受人、葛城市、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、
以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。
- 推3番 この使用貸借は、利用権設定でされていたものだと思うのですが、利用権設定は期間満了時点でもこうして通知をしないといけないのですか。
- 事務局 期間が終了したのものについては、更新しなければ自動的に契約は消滅いたします。今回は期間の途中でしたので、通知をいただきました。
- 推3番
事務局 後どれぐらいの期間が残っていたのですか。
昨年更新されましたので、あと2年弱くらいです。
- 推4番
事務局 利用権設定の途中解約はできるものなのですか。
利用権設定は、両者が気軽に貸し借りできるためのものですが、作物の取り入れも済まない時に、返して下さいとはできませんし、耕作者の同意も要りますので、両者合意の上で解約して頂ければ途中で解消もしていただけます。
- 9 番 3条の案件の時にお聞きすればよかったのですが、□□さんの田は□□さんが、全してお作りになっておられ、□□さん自身は畑の作物程度しか作られていないようで、お孫さんに耕作させるための申請のようですが、ちゃんとお作り頂けるのでしょうか。返してもらって遊休農地のようにも困りますので。

事務局　　ご両親が子供さんに代わって申請の手続きに来られておられまして、その際には「子供にちゃんと作らせる」というような事をおっしゃっておられました。またその点につきまして、許可書をお渡しする際に再度お願い致します。

議　長　　他にご質問等ないようですので、ご異議がないものとして採決致します。それでは、議第7号、その他の1番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので議第7号、その他の1番は、事務局処理に決定致します。続いて、議第7号、その他、2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局　　議第7号、その他の2番、農地転用事業計画変更申請承認について説明いたします。番号1番、申請地、大字曾大根□□□番1（田）579㎡、変更前の事業計画に従った実施状況は、造成中でございます。転用申請人、大阪府八尾市、有限会社□□□□□、前回申請と同様、一戸建専用住宅への転用でございますが、議案第3号の5条申請地とあわせて開発されますので、住宅2戸から5戸への計画の変更でございます。本件は平成29年10月10日の委員会でご審議いただき、平成29年11月22日に県の許可を受けた案件で、今回の5条申請地とあわせ、開発計画を見直されたために、事業計画変更の申請が必要となった案件でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目と同様でございます。

以上、第7号議案、その他2番につきましては、1件の農地転用事業計画変更申請でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今、事務局から説明がありました。農地部会として、第5条申請の現地調査の報告と同様でございますので、部会長からの報告は割愛させていただきます。この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。異議ございませんか。

（なしの声あり）

議　長　　ご質問などがないようですので、異議ないものとして採決いたします。それでは、議案第7号、その他の2番の事業計画変更の申請について、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第7号、その他の2番については、県へ送付することに決定いたします。続きまして議案第7号、その他の3番を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局　　議第7号、その他の3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年3月26日から4月25日までに報告があった案件でございます。

番号1番、転用届出地、大字池尻□□□番3、(畑)82㎡、大字池尻□□□番2、(畑)177㎡、借受人、北葛城郡王寺町、□□□□、貸出人、大字池尻、□□□□、使用貸借権の設定により一戸建専用住宅1戸への転用届出であります。確認委員の岡本委員に、平成30年4月3日に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議　長　　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありました。これらの件につい

て何かご質問等ございませんか。

推3番 □□さんから□□さんへ使用貸借ということですが、宅地として使用するので無償で貸されるということですか。

事務局 □□様がお父さんで、□□様は娘さんで、親子間の貸し借りですので、無償でという届出です。

推3番 議 長 納得しました。

他に質問ないようですので、これで報告第1号を終わります。

それでは次に入ります。議第7号 その他4番「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第7号 その他4番、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明致します。この件につきましては、平成30年3月2日の委員会においてご承認頂きました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ならびに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、農業者の方からのご意見及びご要望を頂くために、大和高田市ホームページに公表させて頂きましたが、特に意見等はございませんでしたので報告させて頂きます。

計画内容につきまして若干変更がございます。担い手への農地の集積の数字の出し方が間違っておりましたのでその部分の訂正いたしております。ご承認下さいますようお願い致します。

議 長 只今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 異議ないものとして採決いたします。それでは、議案第7号、その他の4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、ご承認頂きました案を平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画とし、市のホームページに公表させて頂くことと致します。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで5月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 上 田 美加子

署名委員 前 田 全 計